

九州国際大学研究者情報

基本情報

| | | | |
|----|-------------|--------|----------------------------|
| 所属 | 法学部 法律学科 | 氏名 | 吉村 真性 Yoshimura Sinshou |
| 職名 | 教授 | E-mail | yoshimura@law.kiu.ac.jp |
| | | ホームページ | |

■ 学歴・取得学位

| | |
|---------------|---------------------------------------|
| 2006(平成18)年9月 | 龍谷大学大学院 法学研究科 博士課程 (修了) 博士 (法学) 取得 |
|---------------|---------------------------------------|

■ 主な職歴

| | |
|---------------|---|
| 2006(平成18)年6月 | 龍谷大学矯正・保護研究センター 博士研究員 (2008(平成20)年3月まで) |
| 2008(平成20)年4月 | 九州国際大学法学部 准教授 (2014(平成26)年3月まで) |
| 2012(平成24)年4月 | 九州国際大学大学院 法学研究科 准教授 (2014(平成26)年3月まで) |
| 2014(平成26)年4月 | 九州国際大学法学部・大学院法学研究科 教授 (現在に至る) |

教育活動

■ 主な担当授業科目

| |
|--|
| ○ 学部 (2023年度): 刑事訴訟法1、刑事訴訟法2、専門演習A、法律学入門I、入門セミナー1・同2、キャリアチュートリアルI、法律学基礎セミナー1・同2、キャリアチュートリアルII、キャリアチュートリアルIII、キャリアチュートリアルIV、法学(春・秋)、日本国憲法(非常勤、春2コマ) |
|--|

■ 教育上の特記事項

| |
|--|
| ○ 教科書・教材: 愛知正博編『アクティブ刑事訴訟法』(法律文化社、2022年) 分担執筆(第2章I・II) |
| ○ 教育活動: |
| ○ 免許・資格: |

研究活動

■ 研究分野

| | |
|---------|---|
| 研究分野 | 刑事訴訟法 |
| 主な研究テーマ | 刑事手続における被害者参加制度、被害者に対するイギリス検察官の義務、裁判員制度、被害者・目撃者の虚偽供述、違法収集証拠 |
| キーワード | |

■ 主な著書・論文等

| |
|---|
| <p>著書・出版物・全国学会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 単著『刑事手続における被害者参加論』（日本評論社・2020年） ○ 単著「イギリス刑事司法手続における犯罪被害者等の権利を巡る情勢と被害者コミッショナー」山口厚ほか編『寺崎嘉博先生古稀祝賀論文集（上巻）』（成文堂・2021年）所収。 ○ 分担執筆（上記）愛知正博編『アクティブ刑事訴訟法』（法律文化社・2022年）。 ○ 単著「刑事手続における被害者参加論」刑法雑誌 62 巻 2 号（2023年）260頁以下。 ○ 日本刑法学会（第100回大会）「研究報告」発表（2022年5月22日発表・会場：関西学院大学、ハイブリッド開催）「刑事手続における被害者参加論」 ○ 「当事者主義とVIS(Victim Impact Statement)：オーストラリア・ビクトリア州を手がかりに検討」赤池一将ほか編『刑事司法と社会的援助の交錯』（現代人文社、2022年）503頁以下。 ○ 日本犯罪社会学会（第49回大会）2022年度 「3 犯罪被害者・証人の保護措置と刑事手続の関係ー日本と英米法（イギリス法）との比較を通じて」・「(テーマセッションA) 犯罪と被害者保護ー刑事法の具体的規定および解釈からみる犯罪社会学の発展」（2022年10月15日発表）（同学会HP から 同 年 5 月 24 日 最 終 ア ク セ ス http://hansha.daishodai.ac.jp/meeting/49th_program_temp_revised.pdf） ○ 日本法社会学会（2023年度学術大会）「刑罰と被害者の回復-英米法（イギリス）の視点から」（会場：名古屋大学、ハイブリッド方式、2023年5月14日オンラインにて発表）・「ミニシンポジウム⑥賠償と刑罰ー法の発展のなかで」（同学会HP から 同 年 5 月 24 日 最 終 ア ク セ ス http://jasl.info/wp-content/uploads/2023/04/2023JASL_program_v06.pdf） ○ 2008年6月、日本被害者学会（第19回学術大会）個別報告「刑事手続における被害者参加論ー『三極モデル構造論』による分析」（京都産業大学） |
| <p>論文</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ （単）「刑事手続における被害者参加論」刑法雑誌 62 巻 2 号（2023）260～278頁。 |

- (単)「3 犯罪被害者・証人の保護措置と刑事手続の関係―日本と英米法との比較を通じて」・テーマセッション A 犯罪と被害者保護―刑事法の具体的規定および解釈からみる犯罪社会学の発展」日本犯罪社会学会第 49 回大会報告要旨集 2022 年 (2022 年 10 月 15 日発表) 18 頁以下 (20~22 頁)。
- (単)「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) によるパンデミック下の刑事司法制度と犯罪被害者支援：イギリスで最初のロックダウン後に生じた影響を手がかりに」龍谷法学 53 巻 4 号 (2021 年 3 月) 185 頁以下。
- (単)「検察官の事後の態度等も考慮しつつ、先行する現行犯逮捕の重大な違法を認定しそれに密接に関連する尿の鑑定書等を証拠排除し無罪とした事例 (大阪地方裁判所令和元年 9 月 25 日判決<LEX/DB25570518>)」・新・判例解説 Watch 27 号 (2020 年 10 月) 207~210 頁にも所収。
- (単)「[刑事訴訟法判例研究] 被害者及び目撃者の虚偽供述が発覚し再審無罪となった事件」法律時報 89 巻 10 号 (2017 年 9 月) (日本評論社)
- (単)「裁判員の解任規定と対象事件の除外規定に関する研究―北九州・裁判員威迫及び請託事件を手がかりに」法学新報 (中央大学) 123 巻 9・10 号 (椎橋隆幸先生退職記念論文集) (2017 年 3 月) 257 頁以下。
- (単) マイケル・オフロイン&ディビット・オーメロド「ソーシャル・ネットワークキング・サイト、捜査権限規正法、及び刑事捜査」九州国際大学法学論集 22 巻 1~3 号 (2016 年 3 月、九州国際大学) 61 頁以下。
- (単)「[刑事訴訟法判例研究] 被疑者弁護人の人数制限をめぐる刑訴規則 27 条 1 項『特別の事情』の解釈」法律時報 86 巻 5 号 (2014 年 5 月) (日本評論社)
- (単)「被害者参加の視点から検察官の義務に関する考察―イギリスの議論を手がかりに―」九州国際大学法学会法学論集 18 巻 3 号 (2012 年 3 月、現代人文社)
- (単)「イギリスにおける被害者参加の位置付けに関する一考察」犯罪と刑罰 (刑法読書会) 20 号 143 頁以下。
- (単)「アメリカ連邦刑事手続における犯罪被害者の権利：連邦犯罪被害者権利法 (the federal Crime Victims' Right Act 2004) を手がかりにした一考察」矯正講座 30 号 (龍谷大学、2010 年 3 月) 83 頁以下。
- (単)「刑事手続における被害者参加論 (一) ~ (三・完)」龍谷法学 39 巻 2~4 号 (龍谷大学)

主な学会・研究会発表

- 龍谷大学矯正保護総合センター公開研究会 (第 79 回)「刑法学会プレ報告」(2022 年 4 月 27 日・龍谷大学至心館 1 階フリースペース、ハイブリッド方式)
- 刑法読書会「刑法学会プレ報告」刑法読書会 4 月例会 (第 604 回) (日時: 2022 年 4 月 2 日、会場: 立命館大学朱雀キャンパス 210 号教室・ハイブリッド方式)
- 2021 年 2 月 21 日、日本刑法学会 (九州部会) 127 回例会「刑事手続における被害者参加論」(Zoom)

- 2020年6月20日、第55回現代刑事法研究会「刑事手続における被害者参加論」(Zoom)
- 研究会報告(単)「犯罪被害者と刑事手続-日本国憲法及び英米法的見地からの一考察」日本大学法学研究所憲法・行政法研究会(2019年2月12日:日大法学部2号館253B講堂)
- 研究会報告(単)「裁判員の解任規定と対象事件の除外規定に関する研究-北九州・裁判員威迫及び請託事件を手がかりに」(第11回)北九州刑事判例研究会(2017年2月10日:北九州市立大学本館703)
- 研究会報告(単)「(大阪地判平成27年10月16日)大阪強制わいせつ強姦再審無罪事件」(第22回)刑事訴訟法判例研究会(2017年1月28日:龍谷大学至心館1階オープンスペース)
- 研究会報告(単)「裁判員の解任規定と対象事件の除外規定に関する検討-北九州・裁判員威迫・請託事件を手掛かりに検証」(第42回)現代刑事法研究会(2016年10月22日、青山学院大学青山キャンパス5号館550)
- (単)2010年2月、日本刑法学会九州部会(第105回例会)個別報告「被害者参加裁判についての検討:山口・大分・長崎1号裁判員裁判の傍聴を通して」(北九州市立大学)

その他

■ 大学就任以前の主な業務上の実績

| | |
|----------------|--|
| 2007(平成19)年11月 | 人権と報道を考えるシンポジウム「人権と報道連絡会」主催「刑事裁判の被害者参加と報道」パネリスト、なお、その発言についてThe Japan Times (Wednesday, November, 21, 2007) at p.3掲載。 |
|----------------|--|

■ 主な所属学会

日本刑法学会、日本被害者学会、犯罪社会学会

■ 研究助成金による研究

- 2011年9月九州国際大学「現代法制研究室」の研究プロジェクトから助成を得て、イギリスで調査。なお、その成果の一部として上記法学論集18巻3号。

社会における活動等

- 2010年9月3日:擬裁判授業の市民公開による地域貢献(枝光北市民センター)
- 2012年後期:北九州市「市民カレッジ講座;なるほど!わかる法律(超入門編)」を企画・担当。
- 2016年6月30日「18歳選挙権特別講義(少年法の適用年齢引き下げ問題を手がかりに)」(なお、本講義の様子は毎日新聞2016年7月1日(地域・

北九州) 21 面「九国大法学部 18 歳選挙権特別講義」に掲載)

- 2023 年 3 月 3 日 農林水産省植物防疫所 防疫官への研修での講演「テーマ：植物防疫と刑事法：刑事訴訟法上の告発義務について」(会場：門司植物防疫所)
- 2023 年 12 月 30 日 北海道新聞・朝刊 (社会 18 面)「「性犯罪声上げる被害者、刑事裁判被害者参加制度 15 年」」コメント掲載。
- 2024 年 1 月 26 日 朝日新聞 日刊 (総合 3 面)「京都アニメーション放火殺人」コメント掲載

大学運営活動等

- 研究活動助成委員会委員、現代法政研究室運営委員会委員、社会文化研究所運営委員会委員、学生サービス委員会委員